

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2021年4月5日現在

～2021年4月4日

2021年4月5日～

目次（略）	目次（略）
第1章～第15章、別記（略）	第1章～第15章、別記（略）
料金表	料金表
通則	通則
1～14（略）	1～14（略）
第1表（略）	第1表（略）
通話料金別表 選択制による通話料金の月極割引	通話料金別表 選択制による通話料金の月極割引
1～16（略）	1～16（略）

17 距離段階別・時間帯別の通話料金の月額割引Ⅲ

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～ウ (略)
(2) 承諾	ア～ウ (略)
(3) 月極割引の適用	ア～コ (略)
(4) 割引選択回線群 に係る月極割引の 契約期間等	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>割引選択代表回線の契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。</u></p> <p><u>解約金 = 3万円 × 残余月数</u></p>

17 距離段階別・時間帯別の通話料金の月額割引Ⅲ

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～ウ (略)
(2) 承諾	ア～ウ (略)
(3) 月極割引の適用	ア～コ (略)
(4) 割引選択回線群 に係る月極割引の 契約期間等	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>削除</u></p>

18 距離段階別・時間帯別の通話料金の月額割引Ⅳ

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～ウ (略)
(2) 承諾	ア～ウ (略)
(3) 月極割引の適用	ア～コ (略)
(4) 割引選択回線群 に係る月極割引の契約 期間等	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>割引選択代表回線の契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。この場合、割引選択代表回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</u></p> <p><u>解約金 = 260万円 × 残余月数</u></p>

18 距離段階別・時間帯別の通話料金の月額割引Ⅳ

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～ウ (略)
(2) 承諾	ア～ウ (略)
(3) 月極割引の適用	ア～コ (略)
(4) 割引選択回線群 に係る月極割引の契約 期間等	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>削除</u></p>

19 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引V

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～ウ（略）
(2) 承諾	ア～ウ（略）
(3) 月極割引の適用	ア～キ（略）
(4) 割引選択回線群 に係る月極割引の 契約期間等	<p>ア（略）</p> <p>イ <u>割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</u></p> <p><u>解約金 = 8万円 × 残余月数</u></p>

20～21（略）

19 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引V

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～ウ（略）
(2) 承諾	ア～ウ（略）
(3) 月極割引の適用	ア～キ（略）
(4) 割引選択回線群 に係る月極割引の 契約期間等	<p>ア（略）</p> <p>イ <u>削除</u></p>

20～21（略）

22 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅷ

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～エ (略)
(2) 承諾	ア～ウ (略)
(3) 月極割引の適用	ア～ク (略)
(4) 割引選択回線群 に係る月極割引の 契約期間等	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</u></p> <p><u>解約金 = 430万円 × 残余月数</u></p>

22 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅷ

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～エ (略)
(2) 承諾	ア～ウ (略)
(3) 月極割引の適用	ア～ク (略)
(4) 割引選択回線群 に係る月極割引の 契約期間等	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>削除</u></p>

23 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引IX

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～ウ (略)
(2) 承諾	ア～ウ (略)
(3) 月極割引の適用	ア～キ (略)
(4) 割引選択回線群 に係る月極割引の 契約期間等	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</u></p> <p><u>解約金 = 4万円 × 残余月数</u></p>

23 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引IX

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～ウ (略)
(2) 承諾	ア～ウ (略)
(3) 月極割引の適用	ア～キ (略)
(4) 割引選択回線群 に係る月極割引の 契約期間等	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>削除</u></p>

24 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～ウ（略）
(2) 承諾	ア～ウ（略）
(3) 月極割引の適用	ア～キ（略）

24 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～ウ（略）
(2) 承諾	ア～ウ（略）
(3) 月極割引の適用	ア～キ（略）

<p>(4) 割引選択回線群 に係る月極割引の 契約期間等</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。(この月極割引を廃止した日を含む料金月の翌料金月から当社が別に定める月極割引の適用を受ける場合はこの限りではありません。) この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数 (以下この表において「残余月数」といいます。) により算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</u></p> <p><u>解約金 = 250万円 × 残余月数</u></p>
---	--

25～28 (略)

29 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引 X V

<p>(4) 割引選択回線群 に係る月極割引の 契約期間等</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>削除</u></p>
---	---------------------------------

25～28 (略)

29 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引 X V

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～エ (略)
(2) 承諾	ア～ウ (略)
(3) 月極割引の適用	ア～ク (略)
(4) 割引選択回線群 に係る月極割引の 契約期間等	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線群に係る全ての割引選択回線について、アに規定する利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、1割引選択回線群ごとに、次に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余月数」といいます。）により算出します。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。</u></p> <p><u>解約金 = 200万円 × 残余月数</u></p>

30～34 (略)

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～エ (略)
(2) 承諾	ア～ウ (略)
(3) 月極割引の適用	ア～ク (略)
(4) 割引選択回線群 に係る月極割引の 契約期間等	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>削除</u></p>

30～34 (略)

35 回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ2）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～ウ（略）
(2) 承諾	ア～ウ（略）
(3) 月極割引の適用	ア～キ（略）
(4) 割引選択代表回線に係るその他の適用	<p>ア～コ（略）</p> <p>サ <u>割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択代表回線についてケに規定する適用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、次に定める方法により算出した解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</u></p> <p><u>解約金 = 300,000円 ×</u> この月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からケに規定する適用期間の終了日を含む料金月までの料金月数</p>
(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア～イ（略）
(6) その他の適用	ア～ウ（略）

36～39（略）

35 回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ2）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～ウ（略）
(2) 承諾	ア～ウ（略）
(3) 月極割引の適用	ア～キ（略）
(4) 割引選択代表回線に係るその他の適用	<p>ア～コ（略）</p> <p>サ <u>削除</u></p>
(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア～イ（略）
(6) その他の適用	ア～ウ（略）

36～39（略）

40 メンバーズネット機能（タイプ1）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ1）		40 メンバーズネット機能（タイプ1）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ1）	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1) 定義等	ア～オ（略）	(1) 定義等	ア～オ（略）
(2) 承諾	ア～ウ（略）	(2) 承諾	ア～ウ（略）
(3) 月極割引の適用	ア～ケ（略）	(3) 月極割引の適用	ア～ケ（略）
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	<p>ア（略）</p> <p>イ <u>割引選択代表回線の契約者は、割引選択代表回線についてアに規定する適用期間内にこの月額割引の廃止があった場合は、次に定める方法により算出した解約金を、当社が定める期日までに支払っていただきます。</u></p> $\text{解約金} = \left[\frac{1 \text{ 料金月当りの定額}}{\text{に相当する額}} \right] \times \left[\frac{\text{この月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からアに規定する適用期間の終了日を含む料金月までの料金月数}}{\text{に相当する額}} \right]$	(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	<p>ア（略）</p> <p>イ <u>削除</u></p>
(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア～ウ（略）	(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア～ウ（略）

41 メンバースネット機能に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ2）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～ウ（略）
(2) 承諾	ア～ウ（略）
(3) 月極割引の適用	ア～キ（略）
(4) 割引選択代表回線に係るその他の適用	ア～コ（略） サ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択代表者回線についてケに規定する適用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、次に定める方法により算出した解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 解約金=100,000円×（この月額割引適用を終了した日を含む料金月の翌料金月からケに規定する適用期間の終了日を含む料金月までの料金月数）
(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア～イ（略）
(6) その他の適用	ア～ウ（略）

42～45（略）

41 メンバースネット機能に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ2）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～ウ（略）
(2) 承諾	ア～ウ（略）
(3) 月極割引の適用	ア～キ（略）
(4) 割引選択代表回線に係るその他の適用	ア～コ（略） サ 削除
(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア～イ（略）
(6) その他の適用	ア～ウ（略）

42～45（略）

46 回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引

(タイプ1)

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～イ (略)
(2) 承諾	ア～エ (略)
(3) 月極割引の適用	ア～ク (略)
(4) <u>その他の適用</u>	<p><u>割引選択代表回線の契約者は、割引選択回線群を構成する全ての利用回線又は他社直収電話等利用回線について(2)のイに規定する最低利用期間内にこの月極割引の廃止があった場合には、1割引選択回線群ごとに、次表に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。(この月極割引を廃止した日を含む料金月の翌料金月から当社が別に定める月極割引の適用を受けるとき、契約者の責めによらない理由によりこの月極割引が廃止となるときはこの限りではありません。) この場合、解約金はこの月極割引の適用を終了した日を含む料金月の翌料金月から(2)のイに規定する最低利用期間の終了日を含む料金月までの料金月数 (以下この表において「残余月数」といいます。) により算出します。</u></p> <p><u>解約金 = 100,000円 × 残余月数</u></p>

46 回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引

(タイプ1)

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～イ (略)
(2) 承諾	ア～エ (略)
(3) 月極割引の適用	ア～ク (略)
(4) <u>削除</u>	<u>削除</u>

(5) 1 利用回線 当たり又は1他 社直収電話等利 用回線当たりの フリーダイヤル 通話の通話料金 の計算	(略)
--	-----

47~49 (略)

50 回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引

区 分	内 容
(1) 定義等	ア~カ (略)
(2) 承諾	ア~イ (略)
(3) 月極割引の適 用	ア~ケ (略)

(5) 1 利用回線 当たり又は1他 社直収電話等利 用回線当たりの フリーダイヤル 通話の通話料金 の計算	(略)
--	-----

47~49 (略)

50 回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引

区 分	内 容
(1) 定義等	ア~カ (略)
(2) 承諾	ア~イ (略)
(3) 月極割引の適 用	ア~ケ (略)

(4) その他の適用

割引選択代表回線の電話等利用契約者は、割引選択回線の1の電話等利用契約者に係るすべての割引選択回線について(2)のイに規定する最低利用期間内にこの月極割引の廃止又は種類の変更があった場合は、次表に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。(この月極割引を廃止した日を含む料金月の翌料金月から当社が別に定める月極割引の適用を受けるとき、電話等利用契約者の責めによらない理由によりこの月極割引が廃止となるときはこの限りではありません。)

<u>種類</u>	<u>解約金</u>
<u>プラン1</u>	<u>10,000円×残余月数</u>
<u>プラン2</u>	<u>30,000円×残余月数</u>
<u>プラン3</u>	<u>15,000円×残余月数</u>
<u>プラン4</u>	<u>30,000円×残余月数</u>
<u>プラン5</u>	<u>50,000円×残余月数</u>

(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算

(略)

51~69 (略)

(4) 削除

削除

(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算

(略)

51~69 (略)

70 長期継続利用による通話料金の月極割引 I

区 分	内 容														
(1) 定義等	ア～キ (略)														
(2) 承諾	ア～カ (略)														
(3) 月極割引の適用	ア～ス (略)														
(4) 割引選択回線群 に係る月極割引の適用 期間等	<p>ア (略)</p> <p>イ 割引選択代表回線の契約者は、(2)欄のイにかかわらず割引選択回線の1の契約者に係るすべての割引選択回線についてアに規定する適用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、次表に定める解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。(この月極割引を廃止した日を含む料金月の翌料金月から当社が別に定める月極割引の適用を受ける場合はこの限りではありません。)</p> <p style="text-align: center;"><u>1 割引選択回線群ごとに</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>解 約 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>プラン4</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>プラン5</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>プラン6</td> <td>100,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ (略)</p>	種 類	解 約 金	プラン1	5,000円	プラン2	10,000円	プラン3	20,000円	プラン4	50,000円	プラン5	80,000円	プラン6	100,000円
種 類	解 約 金														
プラン1	5,000円														
プラン2	10,000円														
プラン3	20,000円														
プラン4	50,000円														
プラン5	80,000円														
プラン6	100,000円														

70 長期継続利用による通話料金の月極割引 I

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～キ (略)
(2) 承諾	ア～カ (略)
(3) 月極割引の適用	ア～ス (略)
(4) 割引選択回線群 に係る月極割引の適 用期間等	<p>ア (略)</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ (略)</p>

(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア～ウ (略)
----------------------------	---------

(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア～ウ (略)
----------------------------	---------

71 長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅱ

71 長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅱ

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～ウ (略)
(2) 承諾	ア～エ (略)
(3) 月極割引の適用	ア～ケ (略)
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の適用期間等	<p>ア 割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間 は、この月極割引の適用開始日から(1)欄アの表中に規定する 契約期間とします。</p> <p>ただし、割引選択代表回線の契約者から適用期間終了日の10 日前までに適用廃止の申出がない場合には、その契約期間と同 様の期間延長するものとし、以後も同様とします。</p> <p>イ 割引選択代表回線の契約者は、(2)欄のイにかかわらず割 引選択回線の1の契約者に係る割引選択回線群についてアに 規定する適用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、次 表に定める解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っ ていただきます。(この月極割引を廃止した日を含む料金月の 翌料金月から当社が別に定める月極割引の適用を受ける場合 はこの限りではありません。)</p>

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～ウ (略)
(2) 承諾	ア～エ (略)
(3) 月極割引の適用	ア～ケ (略)
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の適用期間等	<p>ア 割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間 は、この月極割引の適用開始日から(1)欄アの表中に規定する 契約期間とします。</p> <p>ただし、割引選択代表回線の契約者から適用期間終了日の10 日前までに適用廃止の申出がない場合には、その契約期間と同 様の期間延長するものとし、以後も同様とします。</p> <p>イ 削除</p>

1 割引選択回線群ごとに

種 類	解 約 金
プラン1	5,000円
プラン2	10,000円
プラン3	20,000円

ウ (略)

72 長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅲ

区 分	内 容
(1) 定義等	ア~ケ (略)
(2) 承諾	ア~エ (略)
(3) 月極割引の適用	ア~コ (略)

ウ (略)

72 長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅲ

区 分	内 容
(1) 定義等	ア~ケ (略)
(2) 承諾	ア~エ (略)
(3) 月極割引の適用	ア~コ (略)

<p>(4) その他の適用</p>	<p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>割引選択代表回線の契約者は、(2)のイの規定にかかわらず割引選択回線の1の契約者に係るすべての割引選択回線について(1)のア又はキに規定する適用期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、次表に定める解約金及びウ、エ又はオに規定する割引相当額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。((1)オに規定する適用期間内におけるこの月極割引の廃止も同様とし、解約金を1,000,000円とします。)</u></p> <p><u>(この月極割引を廃止した日を含む料金月の翌料金月から当社が別に定める月極割引の適用を受ける場合はこの限りではありません。)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>1割引選択回線群ごとに</u></p> <table border="1" data-bbox="389 879 1037 1121"> <thead> <tr> <th><u>種 類</u></th> <th><u>解 約 金</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>プラン1</u></td> <td><u>50,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>プラン2</u></td> <td><u>80,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>プラン3</u></td> <td><u>100,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>ク (略)</p>	<u>種 類</u>	<u>解 約 金</u>	<u>プラン1</u>	<u>50,000円</u>	<u>プラン2</u>	<u>80,000円</u>	<u>プラン3</u>	<u>100,000円</u>
<u>種 類</u>	<u>解 約 金</u>								
<u>プラン1</u>	<u>50,000円</u>								
<u>プラン2</u>	<u>80,000円</u>								
<u>プラン3</u>	<u>100,000円</u>								
<p>(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</p>	<p>ア～ウ (略)</p>								

<p>(4) その他の適用</p>	<p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>削除</u></p> <p>ク (略)</p>
<p>(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算</p>	<p>ア～ウ (略)</p>

73 長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅳ

区 分	内 容								
(1) 定義等	ア～イ (略)								
(2) 承諾	ア～イ (略)								
(3)月極割引の適用	ア～オ (略)								
(4) その他の適用	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>この月極割引の契約者は、(1)のアの表中に規定する契約期間内にこの月極割引の廃止があった場合は、次表に定める解約金及びウに規定する割引相当額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。(この月極割引を廃止した日を含む料金月の翌料金月から当社が別に定める月極割引の適用を受ける場合はこの限りではありません。)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>種 類</u></th> <th><u>解 約 金</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>プランA</u></td> <td><u>50,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>プランB</u></td> <td><u>80,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>プランC</u></td> <td><u>100,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>種 類</u>	<u>解 約 金</u>	<u>プランA</u>	<u>50,000円</u>	<u>プランB</u>	<u>80,000円</u>	<u>プランC</u>	<u>100,000円</u>
<u>種 類</u>	<u>解 約 金</u>								
<u>プランA</u>	<u>50,000円</u>								
<u>プランB</u>	<u>80,000円</u>								
<u>プランC</u>	<u>100,000円</u>								

74～81 (略)

73 長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅳ

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～イ (略)
(2) 承諾	ア～イ (略)
(3)月極割引の適用	ア～オ (略)
(4) その他の適用	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>削除</u></p>

74～81 (略)

82 長期継続利用による国際通話料金の月極割引

区 分	内 容								
(1) 定義等	ア～オ (略)								
(2) 承諾	ア～エ (略)								
(3) 月極割引の適用	ア～サ (略)								
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、(2)欄のイにかかわらず割引選択回線の1の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者に係るすべての割引選択回線についてアに規定する契約期間内にこの月極割引の利用を廃止する場合は、次表に定める解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。(この月極割引を廃止した日を含む料金月の翌料金月から当社が別に定める月極割引の適用を受ける場合はこの限りではありません。)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>1 割引選択回線群ごとに</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>解 約 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>プラン1</u></td> <td><u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>プラン2</u></td> <td><u>3,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>プラン3</u></td> <td><u>5,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ (略)</p>	種 類	解 約 金	<u>プラン1</u>	<u>1,000円</u>	<u>プラン2</u>	<u>3,000円</u>	<u>プラン3</u>	<u>5,000円</u>
種 類	解 約 金								
<u>プラン1</u>	<u>1,000円</u>								
<u>プラン2</u>	<u>3,000円</u>								
<u>プラン3</u>	<u>5,000円</u>								

82 長期継続利用による国際通話料金の月極割引

区 分	内 容
(1) 定義等	ア～オ (略)
(2) 承諾	ア～エ (略)
(3) 月極割引の適用	ア～サ (略)
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>削除</u></p> <p>ウ (略)</p>

(5) 1割引選択回線当 たりの国際通話に関する料金の計算	ア～ウ (略)
----------------------------------	---------

83～95 (略)

第2表～第6表 (略)

(5) 1割引選択回線当 たりの国際通話に関する料金の計算	ア～ウ (略)
----------------------------------	---------

83～95 (略)

第2表～第6表 (略)

附 則 (令和3年3月26日 A P S 1 第00767442号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年4月5日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。